

吉野熊野国立公園
吉野地域管理計画書

平成13年12月

環境省自然環境局
近畿地区自然保護事務所

目 次

第1	管理計画区策定方針	
1	管理計画作成方針 -----	1
2	管理計画区区分方針 -----	1
第2	吉野山管理計画区	
1	管理の基本方針 -----	2
2	風致景観の管理に関する事項 -----	2
3	地域の開発整備に関する事項 -----	5
4	利用者の指導等に関する事項 -----	5
5	地域の美化修景に関する事項 -----	5
第3	大峯山脈管理計画区	
1	管理の基本方針 -----	7
2	風致景観の管理に関する事項 -----	7
3	地域の開発整備に関する事項 -----	10
4	土地の管理に関する事項 -----	10
5	利用者の指導等に関する事項 -----	10
6	地域の美化修景に関する事項 -----	10
第4	大台ヶ原山管理計画区	
1	管理の基本方針 -----	12
2	風致景観の管理に関する事項 -----	13
3	地域の開発整備に関する事項 -----	15
4	土地の管理に関する事項 -----	15
5	利用者の指導等に関する事項 -----	16
6	地域の美化修景に関する事項 -----	16
7	植生保全対策事業 -----	17
第5	大杉谷管理計画区	
1	管理の基本方針 -----	18
2	風致景観の管理に関する事項 -----	18
3	地域の開発整備に関する事項 -----	19
4	利用者の指導等に関する事項 -----	19
5	地域の美化修景に関する事項 -----	19
参考資料		
1	国立公園内における各種公共事業と事前調整作業手順 -----	21
2	吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 -----	22
3	吉野熊野国立公園吉野地域の沿革 -----	27
4	修景緑化植物表 -----	28
5	申請等の経由について -----	35
6	公園事業執行状況一覧表 -----	37

特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部

特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部
 特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部

特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部
 特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部

特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部
 特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部

特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部
 特別出張費の補助金 1 部
 旅行費の補助金 1 部
 雑費の補助金 1 部

特別出張費

特別出張費の補助金 1 部
 特別出張費の補助金 1 部

吉野熊野国立公園吉野地域管理計画

第1 管理計画区設定方針

1. 管理計画作成方針

本管理計画の対象となる吉野地域は、紀伊半島のほぼ中央を南北に走る大峯山脈と、その北端を占める吉野山、大峯山脈の東側に位置する大台ヶ原山及び大杉谷からなり、近畿の最高峰である大峯山脈・八剣山（仏経ヶ岳）（標高1915m）を含む広大な山岳地帯である。またこの地域は、わが国でも有数の多雨地帯であり、急峻な斜面と深いV字谷が発達した壮年期の山岳地形を示している。

植生は非常に豊かで、ブナ林等の落葉広葉樹林を主体に、常緑広葉樹林から亜寒帯針葉樹林に至る多様な森林が成立している。動物相も、これらの豊かな森林を背景に、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大・中型哺乳類をはじめ数多くの動物が生息しており、わが国屈指の野生動物の生息地となっている。

また、大峯山脈は、一千年以上の長きにわたって修験道の根本道場とされてきたことから、それにかかわる多くの遺跡、史跡が残っており、現在でも山上ヶ岳を中心に、信仰登山が盛んに行われている。特に、吉野山は、この信仰の拠点として開かれたところで、多くの古社寺等が残り、門前町の雰囲気は今も残している。

地域の産業としては林業が中心で、古くから「吉野杉」の産地として知られるが、近年は林道網の整備に伴い奥地自然林の伐採・人工林化が急速に進んだことから、自然景観・環境保全等にも問題を生じている。

一方、公園利用面では、吉野山で社寺参詣、史跡探訪等を見るほかは、登山・ハイキング利用が主であるが、近年、吉野山、洞川、池原等では、林間学校、自然探勝等の利用が増加している。

本管理計画は、これらの自然及び歴史・人文景観の保護、保全を図るとともに、適正な公園利用を推進するため、必要な事項についての取扱方針を定め、本計画に基づいて適切な公園管理及び関係機関等への指導を行おうとするものである。

2. 管理計画区分方針

本計画の対象地域は、国立公園としての構成要素あるいは利用形態等が多様であるため、地形、景観特性、行政区域等によって4つの管理計画区に区分し、各管理計画区ごとに必要な事項について計画を作成する。

各管理計画区の区分は次のとおりである。（別添地図参照）

(1) 吉野山管理計画区

吉野山を中心とした奈良県吉野町に係る区域。

(2) 大峯山脈管理計画区

大峯山脈を主体とする奈良県天川村、大塔村、十津川村及び下北山村並びに上北山村の一部に係る区域。

(3) 大台ヶ原山管理計画区

伯母峰峠から大台ヶ原山にかけての地域で、奈良県川上村並びに上北山村の一部に係る区域。

(4) 大杉谷管理計画区

大杉谷を中心とする三重県に係る区域。

第2 吉野山管理計画区

1 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

大峯山脈の北端、吉野川の左岸に位置し、標高200～900m、南北8kmに及ぶ尾根筋を中心とした山域である。また、修験道をはじめ源義経や後醍醐天皇などにまつわる数多くの史跡が残っているほか、日本一のヤマザクラの名所としても知られている。

尾根を通る旧参道の両側には、宿坊、みやげ物店、住宅等が建ち並び、門前町の雰囲気を今も残している。山域各所には社寺も多く、その外縁にはサクラをはじめスギ、ヒノキ等の植林地が見られる。

管理方針としては、当区域の門前町の雰囲気を損なわないようにするとともに、ヤマザクラの保護育成に努める。

イ 保全対象の保全方針

特色ある自然、歴史・人文景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概 要	保 全 方 針
上千本, 中千本, 下千本, 奥千本のヤマザクラ	日本一のヤマザクラの名所として知られ, その本数は3万本とも言われている。	当地区の主要な景観構成要素であるヤマザクラを保全する。

(2) 利用に関する方針

吉野山は、京阪神地方からの交通の便に恵まれ、観桜期を中心に年間約70万人の利用者がある。観桜期は利用客が集中し交通渋滞が発生することから、園地、休憩所などの施設を整備するとともに、マイカー規制を行い快適な利用の推進に努める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可・届出等の取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月1日環自国第489号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 旧参道周辺においては、伝統的な和風建築を基調とし、門前町とし

	<p>ての街並みの保全に努める。</p> <p>② 規模 基準の特例地域における「吉野建て」型式の建築物の高さは、道路面から13m以下（高さが既に13mを超える建築物の増改築にあたっては、既存の高さ以下）とすること。</p> <p>③ 意匠，色彩，材料 ア）母屋の屋根の形状は，切妻，寄棟，入母屋等の勾配屋根（片勾配は除く。）とすること。なお，現在「陸屋根（飾り屋根付きを含む）」のものは，増改築に際し上記様式に変更するよう指導する。 イ）屋根の色彩は，黒，暗灰色又は暗褐色とすること。 ウ）建物の外装には，自然材料又は自然材料を模した材料を用いること。 エ）格子，手摺等による装飾を施すよう指導する。</p> <p>④ 修景等 ア）工事により生じた裸地には，当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。 イ）残土は，公園区域外に搬出し適切に処理すること。</p>
<p>(2) 道路(車道)</p>	<p>① 基本方針 道路の新築は原則として認めない。ただし，ヤマザクラ等の管理，農林業及び地域住民の生活の用に供される場合はこの限りでない。</p> <p>② 工法等 ア）必要最小限の規模で地形に順応した線形とし，地形改変を極力少なくすること。 イ）工事の施工に当たっては，土砂の崩落防止，河川への汚濁防止措置を講ずること。</p> <p>③ 法面 ア）法面は原則として緑化することとし，緑化植物は可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物を使用すること。 イ）擁壁は，原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとすること。ただし，利用者に望見されない位置にあってはこの限りではない。 ウ）地形が急峻で法面を構造物等で押さえる必要がある場合には，法枠工等の緑化が可能な工法を使用し，モルタル等の吹き付けは認めないこととする。ただし，安全確保上他に代替工法がない場合にはこの限りでない。 エ）前述の工法を用いる場合にあっても，法枠工等の構造物が植物により極力望見されなくなるよう，緑化方法に配慮するよう指導する。なお，緑化工法として植生袋を用いる場合は，袋の色彩を暗色のものとするよう指導する。</p> <p>④ 色彩 ア）ロックネット及びロックフェンス等の色彩は，暗褐色または暗灰色とすること。 イ）ガードレールは，原則として暗褐色または暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ等）とすること。安全確保上表面が白色塗装のものを使用する場合は，道路の外側の面を暗褐色に塗装すること。</p> <p>⑤ 修景等 ア）工事により生じた裸地には，当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。</p>

	イ) 残土は、公園区域外に搬出し適切に処理すること。
(3) 電柱	<p>① 基本方針 設置にあたっては、街並みやヤマザクラ植栽地の風致維持に努める。</p> <p>② 位置 主要な利用道路沿線及び園地内では、新設は原則として認めないものとし、既に設置されているものについても、できるだけ地下埋設化を図るよう指導する。これ以外の場合も、主たる展望方向への設置を極力避けるよう指導する。</p> <p>③ 色彩 コンクリート柱、鋼管柱を使用する場合は、暗褐色とすること。</p> <p>④ その他 電力線、電話線が平行する場合は、共架とするよう指導する。</p>
2 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>① 基本方針 史跡と伝承を特色とし、環境との調和を図る。</p> <p>② 材料、色彩 ア) 主要材料は、木材又は石材とすること。 イ) 色彩は、原則として素材色又は暗褐色とし、文字等はこれと調和したものとする。</p>
(2) 営業用広告物	<p>① 基本方針 広告物の掲出、設置、表示は必要最小限とし、門前町の雰囲気を保つことに留意する。</p> <p>② 位置 ア) 屋外におけるスポンサー付き広告物の掲出、設置は認めない。 イ) 屋上への広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>③ 材料、色彩 ア) 主要材料は、木材、石材又は自然材料を模した仕上げのものを使用するよう指導する。 イ) 色彩は、原則として素材色、白、暗褐色とし、文字等はこれと調和したものとするよう指導する。</p> <p>④ その他 電柱への営業広告物の掲出は認めない。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	地区	取扱方針
1 宿舎	吉野山	<p>① 基本方針 宿泊施設のうち、建築物の延床面積が1,000㎡を超えるものは宿舎事業として扱う。</p> <p>② 規模 建築物の階数は、道路面から数えて3階以下とする。</p> <p>③ 以上のほか、第2, 2, (1), 1, (1) 建築物の取扱方針③, ④を適用する。</p>

2 園地	吉野山	基本方針 ヤマザクラの育生に努めるとともに、吉野山探勝利用者のための休憩場、散策場所として整備する。
3 博物展示施設	吉野山	基本方針 吉野山及び大峯山脈の歴史、文化、自然を解説するための施設として整備する。
4 道路（車道）	上市奥千本 吉野山探勝	① 基本方針 既存車道の整備に当たっては、自然、歴史・人文景観の保全に努める。 ② 以上のほか、第2、2、(1)、1、(2)道路（車道）の取扱方針②、③、④、⑤を適用する。
5 道路（歩道）	近畿自然 歩道	基本方針 自然、歴史・人文景観を生かした探勝路として整備する。

3. 地域の開発整備に関する事項

一般公共施設については、その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整を必要とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1の国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

4. 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説等に関する事項

ア 基本方針

吉野山ビジターセンターを活用した、自然及び歴史、文化にかかる教育活動の充実を図る。また、関係機関や自然公園指導員と連携して、適切な利用者の指導を行う。

イ ビジターセンターの利用、運営

吉野山ビジターセンターにおける専門職員による利用者への解説、パンフレット等による情報提供を行う。

ウ 歩道の整備、活用

ビジターセンターの展示・解説内容と連携した野外解説施設の統一的な再整備を推進する。

(2) 利用の規制に関する事項

ア 基本方針

観桜期等の混雑時は、マイカー等の乗り入れ禁止や一方通行を実施するとともに、シャトルバスや徒歩の利用を誘導することにより快適な利用を図る。

イ マイカー規制

吉野山シャトルバス運営委員会での検討を基に、適正な措置を講ずる。

5. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃

ア 公園事業施設の清潔の保持に努めるとともに、関係行政機関、地元諸団体等と協力し、地区全

体の美化清掃を推進する。

イ 利用者に対して、ゴミの持ち帰り運動をさらに推進する。

ウ ゴミの現地処分をなくし、ゴミ処理場に搬出する。

(2) 修景緑化

本地区を代表するヤマザクラが、近年衰退の傾向を示しているため、これまで行われた保全のための調査結果を踏まえ、関係機関等の協力のもと以下の対策を推進する。

ア 道路、植林地、農地等の周辺活用を含めて、ヤマザクラの更新を推進する。

イ 施肥、病虫害防除等保護管理を行い、健全な苗木の育成に努める。

（表）ヤマザクラの調査結果（単位：株）

調査年度	調査箇所	調査結果	備考
2018年度	（表）ヤマザクラの調査結果	（表）ヤマザクラの調査結果	（表）ヤマザクラの調査結果
2019年度	（表）ヤマザクラの調査結果	（表）ヤマザクラの調査結果	（表）ヤマザクラの調査結果

（表）ヤマザクラの調査結果（単位：株）

第3 大峯山脈管理計画区

1 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

大峯山脈は紀伊半島のほぼ中央部を、標高約1,500～1,900mの山々が約50kmにわたって南北に走る褶曲山地で、北から、修験道の発祥の地・山上ヶ岳、近畿最高峰の八剣山（仏経ヶ岳）、そして南部地域の主峰・釈迦ヶ岳と名峰が連なり、優れた山岳景観を呈している。

また、約千三百年前に開かれたこの山系は、平安時代初期の密教の隆盛を契機として、自然崇拜思想と結びついた信仰登山（登拝）が盛んで、古来より神霊や祖霊の住む聖地として守られており、現在も自然環境の保全が図られている。

植生は、山稜部で一部シラビソやトウヒ等の針葉樹林帯を有するが、大部分はブナクラス域の広葉樹林で、その自然林内には多くの野生動物が生息している。しかし、近年は、稜線部を中心にシカによる樹皮や幼樹、稚樹等への食害等が発生し、健全な森林の維持や更新が阻害されているほか、オオヤマレンゲをはじめとした希少種も多大な被害を受けている。

管理の基本方針としては、特別保護地区及び第1種特別地域に指定され、また宗教的理由により古来より禁伐とされてきた稜線部並びに山上ヶ岳、大普賢岳、釈迦ヶ岳、前鬼地区等の原生林の厳正な保全に努める。

また建築物、歩道、標識等公園施設等の整備にあたっては、木材等自然材料を使用し伝統的な雰囲気を保つことに留意する。

イ 保全対象の保全方針

特色ある自然、歴史・人文景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
弥山周辺のオオヤマレンゲ群落	天然記念物にも指定されている群落であるが、近年シカの食害により、群落地が減少している。	オオヤマレンゲの分布状況を調査し、風致景観に配慮しつつ、保全の必要性の高い地区から防鹿柵を設置する。また、八剣山の原始林やその他の希少植物についても調査を行い、必要な対策を講じる。
奥駆道	修験道の聖地として登山道周辺は長期にわたり禁伐であったため、自然度の高い植生がみられる。	歴史・文化的価値のある登山道と、自然性の高い森林の保全に努める。

(2) 利用に関する方針

大峯山脈は、登拝をはじめとした登山利用が盛んな地域である。自然環境と歴史・人文景観の保全に努めながら、安全な登拝、登山利用を図る。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可・届出等の取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月1日環自国第489号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

普通地域における各種行為については、特別地域及び特別保護地区内の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 特別保護地区及び第1種特別地域内における社寺、茶屋、休憩所等既存施設の改築または建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、伝統的な建築様式を基調とし、修験道、山岳信仰の場として歴史的景観を保全するよう留意する。 なお、大峯山寺の宿坊については、今後、改築の際に公園事業（宿舎）とするよう指導する。 ② 規模 特別保護地区、第1種特別地域にある建築物の改築、建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、従前の規模を超えないものとする。ただし、既存の建築物が有していた機能を維持するため、あるいは登山者の安全または環境保全のため、やむを得ず必要最小限の規模の拡大を行う場合はこの限りではない。 ③ 意匠、色彩、材料 ア) 屋根の形状は、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、色彩は黒、暗灰色又は暗褐色とすること。 イ) 建物の外装には、原則として自然材料を用いること。ただし、建物の維持管理の理由から、自然材料を用いることができない場合はこの限りでない。
(2) 道路（車道）	① 基本方針 大規模な地形改変が予想されることから、稜線部での新增築は認めない。 ② 以上のほか、第2・2・(1)、1、(2)道路（車道）の取扱方針②、③、④、⑤を適用する。
(2) 電柱	① 基本方針 主要な利用歩道沿線における新設は、原則として認めない。また、車道の沿線に設置する場合は、極力谷側等の主たる展望方向を避けるものとする。 ② 以上のほか、第2・2・(1)、1、(3)電柱の取扱方針③、④を適用する。
2 広告物	① 基本方針 地区全体で意匠、材料、色彩について統一するとともに、自然環境と調和を図る。

② 材料, 色彩

第2・2・(1)・2 (1) 指導標, 案内板②の取扱方針を適用する。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか, 下記の取扱方針による。

事業の種類	地区	取扱方針
1 避難小屋	共通事項	<p>基本方針</p> <p>登山者の安全を確保するため老朽化した施設の改築を積極的に進めるものとするが, 周辺環境への影響を考慮して適正な規模, 構造のものとする。風致景観と調和する施設の維持, 改修等を図る。トイレの設置にあたっては, 今後, 当地に適したし尿の処理方法等管理のあり方について検討し整備を図る。</p>
2 園地	洞川	<p>基本方針</p> <p>山上ヶ岳等の登山者や林間学校の児童, 洞川地区周辺の探勝者のため, 休憩所や散策地として隣接する天川村洞川エコ・ミュージアムとも連携した整備を図る。</p>
	池峰	<p>基本方針</p> <p>ピクニックや水遊び等の自然とのふれあいが増進されるよう, 園地の整備を図る。</p>
3 道路(歩道)	共通事項	<p>① 基本方針</p> <p>登拝, 一般登山, ハイキング利用の多い山域であるので利用者の安全に留意するとともに, 登山道等の改修にあつては, 周囲の自然景観との調和とともに, 修験道の山としての歴史・人文景観を保全するよう留意する。</p> <p>② 工法等</p> <p>ア) 路面の浸食及び周辺の植生の荒廃防止のため, 適切な工法を選定する。</p> <p>イ) 切土, 盛土を最小限にする等, 自然環境への影響を極力抑える。</p> <p>ウ) 安全確保が特に必要な場所には, 手摺, 栈道等を設置する。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>管理者は, 登山シーズン開始前, シーズン中等に歩道を適宜点検し, 適正な維持管理に努める。</p>
	近畿自然歩道	<p>基本方針</p> <p>自然, 歴史・人文景観を生かした探勝路として整備を図る。</p>
4 植生保全施設	大峯山脈	<p>① 基本方針</p> <p>オオヤマレンゲ等シカによる食害の防止を緊急に行う</p>

		べき重要な植物群落の分布状況を把握し、必要性の高い地区から防鹿柵を設置する。柵は周囲の自然景観との調和に留意する。 ② 管理方針 管理者は、雪解け後やシーズン中に防鹿柵を点検して維持管理に努めるとともに、補修が必要な箇所には必要な措置を講じる。
5 博物展示施設	洞川	基本方針 大峯山脈の自然や山岳信仰と自然環境の保全の重要性を解説する施設として整備を図る。

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

利用者の安全確保及び路面の浸食防止の観点から登山道の改修を図るとともに、指導標、解説施設及び避難小屋等の整備改修を図る。

また、山小屋、宿坊から出されるし尿、汚水、ゴミ等の処理について検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 一般公共施設

その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整を必要とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1の国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順による。

(3) 植生保全

シカの被害等により、大峯山脈のオオヤマレンゲやウラジロモミ、シラビソ等針葉樹の植生の衰退が見られるが、当面はオオヤマレンゲの保護に重点を置き、他の植物群落に対する被害の把握を早急に行い必要な対策を講ずるものとする。

4 土地の管理に関する事項

民有地の買上げについては、奈良県が交付公債制度によって買い上げた前鬼地区において原生林の適正な保全を図る。

さらに、当管理計画区において、自然環境保全のため買上げが必要な場所について調査する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説等に関する事項

貴重な自然と歴史を有する大峯山脈を紹介し、その自然環境保全の重要性を周知するため、天川村洞川エコミュージアムの活用を推進するとともに、歩道沿線の解説施設の整備、充実を図る。

また、関係機関や自然公園指導員と連携して、適切な利用者の指導を行う。

(2) 利用者の安全対策

安全登山の啓発のため、登山口でのコース案内板の設置や情報板の設置等各種情報の提供方法を検討し、必要な措置を講ずる。

第4 大台ヶ原山管理計画区

1 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

大台ヶ原山は、大峯山脈と並んで紀伊半島の屋根をなす山塊で、主峰・日出ヶ岳（標高1,695m）をはじめとするいくつもの峰に囲まれた標高1,400m～1,600m、面積約1,400haに及ぶ典型的な隆起準平原である。また、この地域はわが国でも有数の多雨地帯（年間降水量約4,000mm以上）として知られ、東は宮川、西は吉野川、南は熊野川の支流北山川によって深く削られ、台地の縁辺部では大蛇ヶ嶮をはじめとして各所に大岩壁、滝など雄大な景観が展開している。

植生は全体に森林が良く発達し、特に西大台地区のブナ、ウラジロモミが混交する広大な原生林や、東大台地区のトウヒ林は、学術的にも高い評価を受けている。

動物相では、本州に生息する哺乳類のほとんどが見られるほか、鳥類や昆虫類等多種多様な動物が生息している。

このように大台ヶ原は、近畿地方に残された原生的な自然の景勝地であり、動植物の宝庫でもあることから、核心部のうち、民有地の一部（814ha）が昭和48、49年度に奈良県によって交付地方債制度を使って買い上げられ、それらの地域は昭和59年環境庁（当時）に所有権が移転された。

しかし、昭和30年代頃から東大台地区を中心として植生の衰退が生じ、国立公園指定当時とは風致景観が変化している。その要因は複合的であると言われているが、最近ではシカによる樹皮や幼樹、稚樹への食害が主な要因となっている。このため環境省では、昭和61年度より大台ヶ原植生保全対策事業を実施し、森林の保全、復元のために必要な措置を講じてきている。

大台ヶ原地区の利用状況は、昭和36年に山頂付近まで車道が開通し、近年の利用者は年間25万人～30万人程度である。また、車道終点付近は集団施設地区に指定され、駐車場、宿舎、休憩所、ビジターセンター、探勝歩道等が整備されており大台ヶ原の探勝基地となっている。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
東大台地区のトウヒ林	分布のほぼ南限にあたるトウヒ林やウラジロモミを優占種とする亜寒帯性針葉樹林がみられるが、近年シカの食害等により植生が衰退している。	希少種を含む自然植生を保護するため、植生保全対策事業を積極的に推進する。また、当地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る。
西大台地区のブナ林	太平洋側では最大規模のブナを優占種とする落葉広葉樹林がみられるが、近年シカの食害が確認されている。	植生保全対策事業を積極的に推進することにより、植生の保全を図る。また、この地域に多数の利用者が入りこむことのないよう、積極的な施設の整備は行わない。

(2) 利用に関する方針

大台ヶ原は、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人々が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を生かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可・届出等の取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月1日環自国第489号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

普通地域における各種行為については、特別地域及び特別保護地区内の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 電柱	<p>① 基本方針 自然景観を厳正に保全するため、特別保護地区での新設は許可しないほか、以下の要件以外のものは原則として認めない。</p> <p>② 位置 特別地域内の車道沿いについては、主要展望方向を避ける等風致の保全に十分配慮されたものであること。</p> <p>③ 工法等 集団施設地区内においては、地下埋設とすること。</p> <p>④ 色彩 コンクリート柱、鋼管柱を使用する場合は、暗褐色とすること。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第179-1号）によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 園地	伯母峰峠	<p>基本方針 本園地は、大台ヶ原ドライブウェイ唯一の園地であり、車による利用者の休憩施設として、駐車場、休憩所、展望所、トイレ等の既存施設の整備・充実を図る。また、案内板、解説板を設置する。</p>

2 道路(車道)	伯母峰大台ヶ原線	<p>(1) 伯母峰～経ヶ峰区間</p> <p>① 基本方針 法面が不安定で崩落が多いため、防災工事及び法面の安定・緑化を進め環境との調和を図る。</p> <p>② 以上のほか、第2・2、(1)、1・(2)道路(車道)の②、③、④、⑤の取扱要領を適用する。</p> <hr/> <p>(2) 経ヶ峰～終点駐車場区間</p> <p>① 基本方針 既設道路の改良整備を基本とする。</p> <p>② 工法 ア) 法面は、道路線形を地形に順応させるなどして、面積や高さを必要最小限とし、極力構造物の設置は行わないこと。やむを得ず構造物を設置する場合であっても、必要最小限の規模であること。 イ) 道路改良によって生じた法面は、郷土種によりすみやかに安定させ自然植生の回復を図ること。 ウ) 擁壁については、原則として自然石若しくは自然石張りとする。</p> <p>③ 色彩 第2・2、(1)、1(2)道路(車道)の④を適用する。</p> <p>④ 修景等 第2・2、(1)、1(2)道路(車道)の⑤を適用する。</p> <p>⑤ 付帯施設 車道以外への車の乗り入れを防止するため、車止めを設置する等必要な措置を講ずる。</p>
2 道路(歩道)	<p>共通事項</p> <hr/> <p>大台ヶ原周回線</p>	<p>基本方針 登山道として周囲の環境との調和に配慮する。</p> <hr/> <p>① 基本方針 西大台地区の歩道(起点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 終点:奈良県吉野郡上北山村(遊峠・木和台大台ヶ原線歩道合流点))は、登山道として整備する。東大台地区の歩道(上記以外の区間)は、自然観察路として必要な整備を行う。 歩道の整備にあたっては、周囲の自然環境との調和に留意する。必要に応じて休憩施設を設置する。</p> <p>② 工法等 多雨地帯であるので、洗掘、崩壊防止、踏み込み等による植生、地形への影響を防止するため必要な場合には、石張又は木道等により整備する。</p> <p>③ 指導標、案内板 地区全体で、意匠、材料、色彩について地区全体として雰囲気を保つよう統一を図る。 材料、色彩については、第2・2・(1)・2(1)指導標、案内板②の取扱方針を適用する。</p> <p>④ 管理方針</p>

		第3・2・(2)・3の道路(歩道)の取扱方針③を適用する。
3 大台ヶ原集団施設地区 (宿舎, 休憩所, 博物展示施設, 駐車場)		<p>① 基本方針 すぐれた自然環境を有する地域の中心部に位置することから, 施設の整備は必要最小限にとどめる。既存宿舎, 休憩所, 駐車場, 公衆便所, ビジターセンター, 自然探勝歩道等を充実させる。整備にあたっては, 景観の保全や排水処理に留意することとする。</p> <p>② 博物展示施設の再整備 大台ヶ原博物展示施設基本計画に基づき, ビジターセンターの再整備を進める。 なお, 旧ビジターセンターについては, 撤去も含め取扱を検討する。</p> <p>③ 建築物 建物のデザインは山小屋風とし, 周囲の自然環境と調和したものとする。意匠, 色彩等についての基本的な取扱方針は以下のとおりとする。 ア) 建物の新, 増, 改築に伴う敷地の造成及び支障木の伐採は, 必要最小限とする。 イ) 建物の各棟の高さは, 13m以下かつ3階建以下とする。 ウ) 屋根は, 切妻等勾配を持った形状とする。色彩は暗褐色とし, 明度, 彩度は低いものとする。 エ) 建物の外部は, できるだけ自然の材料を使用し, 壁面の色彩は灰色または茶系統色とする。 オ) 自動販売機の設置は原則として屋内とする。ただし, 木材等の化粧板で修景する場合はこの限りでない。</p> <p>④ 広告物 営業広告物は必要最小限とし, 既存のものについては整理統合をはかるとともに, 意匠, 材料, 色彩を統一する。以上の他第2・2・(1)・2(2)営業用広告物②, ③, ④の取扱方針を適用する。</p>
4 植生復元施設	大台ヶ原	<p>① 基本方針 植生が荒廃し, 保護の必要性の高い場所から, 防鹿柵を設置する。その際には周囲の景観に配慮する。</p> <p>② 位置 歩道からの景観に配慮することとし, 原則として歩道から20m以上離す。</p> <p>③ 構造, 色彩 大台ヶ原植生保全対策検討会で承認された構造, 色彩とする。</p>

3 地域の開発整備に関する事項

(1) 一般公共施設

その公共性に鑑み, できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整を必要と

する施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1の国立公園内における各種公共事業と事前調整作業手順による。

4 土地の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

森林生態系の保全と復元のために必要な措置を講じつつ、適正に管理する。

(2) 民有地の買上げ

自然環境の保全のため買上げが必要な場所については、今後さらに買上げの推進に努める。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説等に関する事項

ア 基本方針

貴重な大台ヶ原山の自然とその自然環境保全の重要性の周知のため、ビジターセンターや大台ヶ原周回線歩道等の活用を図り、関係行政機関、大台ヶ原パークボランティア、自然公園指導員と連携して、自然ふれあい活動を積極的に推進する。

イ 自然に親しむ運動

自然に親しむ運動期間中及び春～秋の利用シーズンを中心に、自然観察会等の行事を関係行政機関、大台ヶ原パークボランティアと協力して実施する。

ウ ビジターセンターの利用、運営

奈良県大台ヶ原管理事務所員や大台ヶ原パークボランティアが、必要に応じて利用者へ対応する。ビジターセンターの管理は、奈良県と連携を図る。

エ 解説施設

ビジターセンターや歩道のセルフガイドシステムの充実を図る。

(2) 利用の規制

ア 自動車の利用規制

道路以外への車の乗り入れによる植生破壊を防止し、植生の回復をはかるため必要な措置を講ずる。

利用集中期には、駐車場及び車道が混雑、渋滞し、利用の快適性を著しく阻害しているため、マイカー規制などによる自動車利用の適正化の方策について検討する。

また、駐車場でのアイドリングを行わないよう周知を図る。

イ 歩道以外の場所への立ち入り

歩道以外への立ち入りによって植生、地形の改変や裸地化が進んでいるため、必要に応じて柵、制札等により立入禁止の措置を講ずるとともに、利用者に歩道以外は立ち入らないように周知を図る。

ウ 野営

自然保護及び利用の適正化の観点から、駐車場、車道、歩道、休憩所等における野営を禁止する。

エ その他

当該地域に生息する野生生物への影響を防止するため、コンロの使用を禁止するとともに、犬、猫等の動物を持ち込まないよう周知を図る。

(3) 利用者の安全対策

登山情報の提供及び施設の定期的な点検、補修等により、安全利用の推進を図る。

6 地域の美化修景に関する事項

美化清掃

- ア 大台ヶ原美化促進協議会を中心とした清掃活動及びゴミ持ち帰り運動を積極的に推進する。
- イ 施設周辺については、当該施設管理者の責任において清掃するとともに、ゴミの公園区域外への搬出について検討する。

7 植生保全対策事業

大台ヶ原山の植生の衰退原因の究明やシカによる食害防止対策、トウヒ林の復元を目指して、昭和61年より検討会を開催し、「大台ヶ原地区植生保全対策事業」を実施している。今後は、大台ヶ原地区植生保全対策検討会の提言にある、「国立公園指定当時の鬱蒼とした森林に可能な限り近づけ、場所によってはまれにシカと遭遇できる状態」を長期保全目標とし、以下の事業を中心に森林生態系の保全及び復元のための必要な措置を講ずる。

(1) 植生復元施設の整備

東大台の食害の大きい地域を対象に、景観に与える影響に配慮しながら防鹿柵の設置と樹木へのラスの巻き付けを行う。

(2) 歩道の整備

利用者の多い東大台の周回線歩道を整備し、歩道以外の立ち入りによる植生の踏み荒らしを軽減する。

(3) トウヒ稚樹の育成

トウヒ林の復元のためにトウヒ苗の育成試験を継続するとともに、天然更新の手法を検討する。

(4) シカの個体数調整

シカの生息状況や食害状況のモニタリングを行い、適正な個体数調整方法を検討し、関係県の策定する特定鳥獣保護管理計画に位置づけたうえで実施する。

(5) モニタリング

森林の現況、シカ生息状況、食害状況などのモニタリングを実施し、上記事業に反映する。

第5 大杉谷管理計画区

1 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

本管理計画区の中核をなす大杉谷溪谷は、大台ヶ原山より伊勢湾に注ぐ宮川の源流部にあたり、多くの滝や淵、大岩壁と原生林の織りなす自然の造形は、我が国でも屈指の溪谷美を構成している。

植生は、地形が急峻なため自然植生が保たれており、低標高地からシイ、カシ林を中心とした常緑広葉樹林、ツガを中心とした岩崖性針葉樹林、ブナを中心とした落葉広葉樹林が見られる。

動物相では、本州に生息する哺乳類のほとんどが見られるほか、鳥類や両生類、昆虫類等多様な動物が生息している。

本地区の管理の基本方針としては、優れた溪谷景観の保全に留意する。

なお、大杉谷溪谷の周辺は、大杉谷生態系保護地域や大杉谷天然記念物としても指定されている。

イ 保全対象の保全方針

特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
大杉谷溪谷の景観	切り立った岩壁と雄大な滝や淵を有する溪谷と自然林	工作物の設置に当たっては、溪谷景観を損なわないよう配慮する。

(2) 利用に関する方針

当地区の利用は登山が主であるが、急峻な地形と厳しい気象条件によって過去に遭難事故も度々起こっており利用者の安全対策には特に留意する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域内及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として「国立公園の許可・届出等の取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月1日環自国第489号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈による。

普通地域における各種行為については、特別地域及び特別保護地区内の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。また、行為地に適用される県・市町村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	事業名	取扱方針
-------	-----	------

1 道路（歩道）	大杉谷	① 基本方針 登山歩道として、周囲の自然環境と調和した工法により必要な整備を行う。 ② 工法、付帯施設等 大杉谷登山歩道見直し部会報告書及び大杉谷登山歩道吊橋等技術指針（昭和56年3月三重県刊行）に基づき整備する。 ③ 管理方針 第3、2、(2)・3の③を準用する。
2 宿舎	桃の木小屋 栗谷	① 基本方針 登山利用者のための宿舎として、周囲の自然環境と調和した整備を図る。 ② 意匠、色彩、材料 ア) 屋根の形状は原則として切妻とし、色彩は暗褐色とする。 イ) 建物の外部には、できるだけ自然材料を使用する。 ③ 修景等 既存建物の撤去に伴う廃材は公園区域外に搬出し適切に処理する。 ④ その他 施設管理者は、常に災害に対する安全性について点検、調査を行い必要な措置を講じる。

3 地域の開発整備に関する事項

一般公共施設については、その公共性に鑑み、できるだけ早い時期に工事計画を把握し事前調整を図る。事前調整を必要とする施設は、県が行う各種公共事業（市町村への補助事業を含む）に係るものとし、その作業手順は、参考事項1の国立公園内における各種公共事業と事前調整作業手順による。

4 利用者の指導等に関する事項

(1) 登山利用に関する事項

貴重な自然を有する大杉谷を紹介し、その自然環境保全の重要性と安全な登山利用の周知のため、ガイドブックの配布や登山口における解説板、案内板の充実を図る。

(2) 利用者の安全対策

ア 歩道の管理者は、関係機関と協力し、登山シーズン開始前、シーズン中等に、吊橋管理基準（昭和56年3月三重県制定）に基づく吊橋等の定期点検、特別点検を実施し、適正に維持管理する。

イ 関係行政機関及び社団法人・大杉谷登山センター、大台ヶ原ビジターセンターは、報道機関、交通機関、自然公園指導員等の協力を得て、快適利用及び安全登山の普及啓発のため各種情報の提供を行う等適正利用対策を推進する。

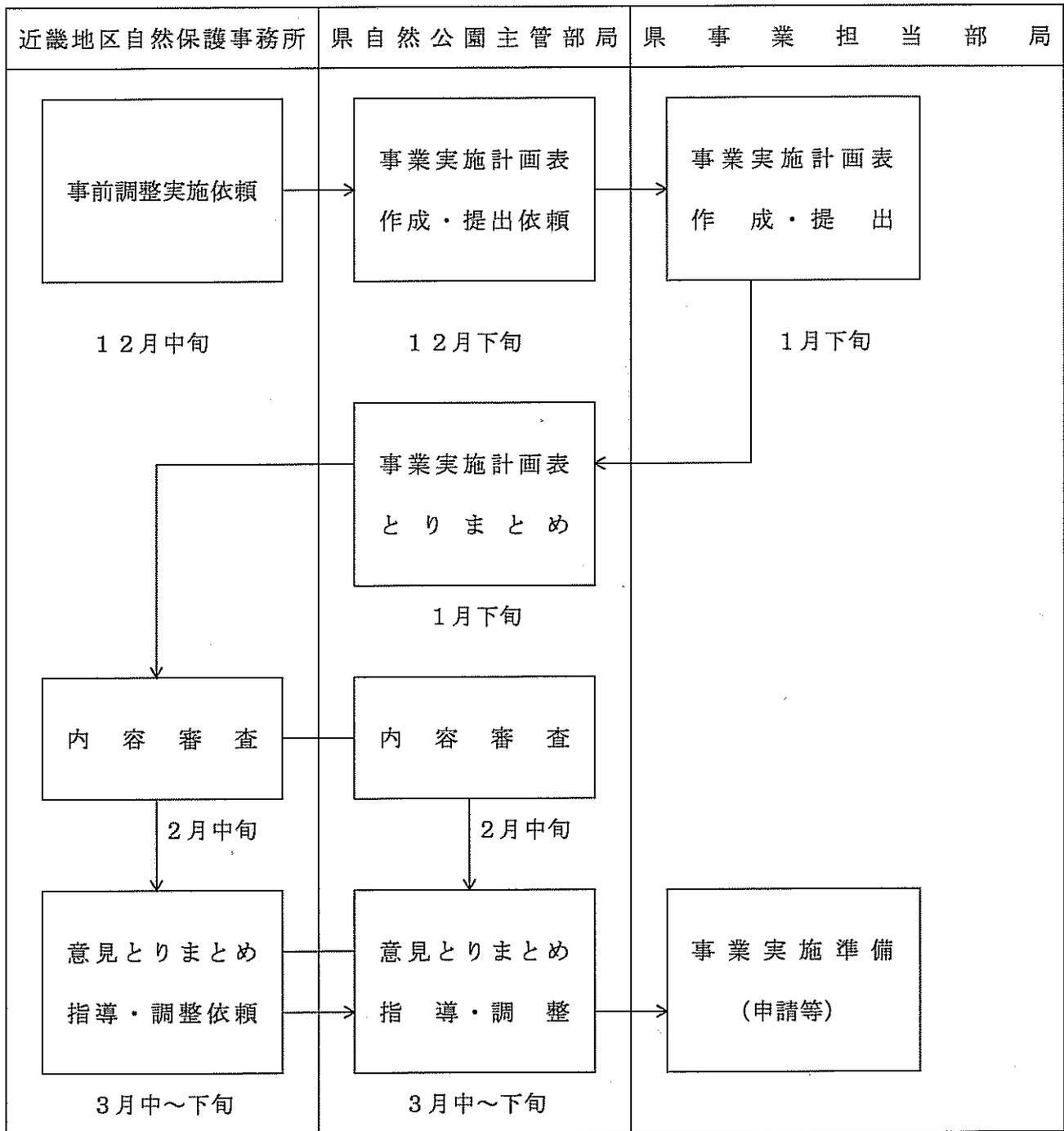
5 地域の美化修景に関する事項

美化清掃

ア 関係行政機関、山小屋、関係団体等が連携し、ゴミ持ち帰り運動をさらに推進するとともに、

参考事項

1. 国立公園内における各種公共事業との事前調整作業手順



- ※ 1. 事業の内容は、その時点で判明しているものを記載させるものとし、不確定の部分があってもやむを得ない。
2. 内容審査、意見のとりまとめは、自然公園法の処分権者に従い、近畿地区自然保護事務所及び県主管課が相互に連絡・調整を図りながら行うものとする。
3. 事業実施計画表を審査し必要と考えられるものについては、事業担当部局から実施の内容等を聴取し、公園行政との調整を行うこととする。その方法については、その都度協議するものとする。
4. 事業実施計画及び意見のとりまとめは、公共事業の概要調書により行うものとする。

2. 吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

「吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」

(平成12年9月6日付環境庁告示第62号

平成13年4月3日付環境省告示第28号)

区 域 名	基 準 の 特 例 の 内 容
(1)吉野山地区	<p>①規則第11条第2項に規定する行為については、同項中「規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする」とあるのは、「規定の例による」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>②規則第11条第6項に規定する行為については、同項中「並びに第4項第7号及び第9号から第11号までの規定の例によるほか、次のとおりとする」とあるのは、「及び第4項第11号の規定の例による」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>③規則第11条第12項に規定する行為については、同項中「よるほか次のいずれかとする」とあるのは「よる」と読み替えて同項の規定を適用する。</p>

吉野山地区 基準の特例 引用関係表

(注 ●印は、いずれかかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容
第2項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日(同日依て申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定された場合)以後(以下「当該指定の日」という。)において申請に係る場所に現に居住している者その他の申請に係る者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基礎日以後にその造成に係る行為については第17条第3項、第18条第3項又は第18条第2項の規定(以下「法第17条第3項等の規定」という。))による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築の適用を受けるものを除く。)</p>	本文	<p>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する等眺望の対象に著しい妨げにならないものであること。 当該建築物が山稜線に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の高さ(普通針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差を以下(以下「この項、第4項及び第6項において同じ。)」が1.0m(その高さが現在1.0mを超える建築物の増改築の場合は、既存の高さ)を超えないものであること。 既存建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により破失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物を超えるもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。))又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築</p>
第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p>	本文	<p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する等眺望の対象に著しい妨げにならないものであること。 当該建築物が山稜線に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。 当該建築物の高さが1.0m(その高さが現在1.0mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、建築面積の敷地面積に対する割合及び給延べ面積の敷地面積に對する割合が、前項第2号の表の表の欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>
		第1号	<p>当該建築物の高さが1.0m(その高さが現在1.0mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p>
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、建築面積の敷地面積に対する割合及び給延べ面積の敷地面積に對する割合が、前項第2号の表の表の欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>

	<p>地種区分と敷地面積の区分</p> <table border="1"> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>総建築面積の敷地面積に対する割合 10%以下</td> <td>総延べ面積の敷地面積に対する割合 20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満	総建築面積の敷地面積に対する割合 10%以下	総延べ面積の敷地面積に対する割合 20%以下	第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下	
第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡未満	総建築面積の敷地面積に対する割合 10%以下	総延べ面積の敷地面積に対する割合 20%以下												
第2種特別地域域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下												
第2種特別地域域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下												
第3種特別地域	20%以下	60%以下												
<p>ただし書</p> <p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有している機能を持続するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる場合に適合するもの</p> <p>第1項第5項</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>														
<p>第12項</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築は増築</p>	<p>前項第1号</p> <p>本文</p> <p>第1項第2号</p> <p>次に掲げる地域で行われるものでないこと</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが理に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動物の生息地又は生管地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</td> </tr> </table> <p>第1項第3号</p> <p>当該工作物が主要な展望地から展望する場面の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号</p> <p>当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ただし書</p> <p>次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を持続するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。） ●ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築 	イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区	ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが理に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動物の生息地又は生管地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	<p>前項第2号</p> <p>当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>								
イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区													
ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが理に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動物の生息地又は生管地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域													

	ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。				
●第1号		当該工作物の地土部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から2.0m以上離れていること。				
●第2号		次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
	●イ	学術研究その他公益上必要と認められること。				
	●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。				
	●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。				
	●ニ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。				
	●ホ	前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。				
	前項第1号	<table border="1"> <tr> <td>●イ</td> <td>地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</td> </tr> <tr> <td>●ロ</td> <td>既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を起さないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</td> </tr> </table>	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を起さないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)
●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築					
●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を起さないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)					

吉野熊野国立公園特定地域図
(第1号特定地域)

S = 1 / 25,000

① --- ②	国立公園区域界
② --- ③	河川界 (谷界)
③ --- ④	道路界
④ --- ⑤	谷界
⑤ --- ⑥	地類界 (山林: 宅地)
⑥ --- ⑦	道路界
⑦ --- ①	河川界 (谷界)



3. 吉野熊野国立公園吉野地域の沿革

昭和11年	2月	吉野熊野国立公園指定	
昭和15年	1月	特別地域の指定, 車道計画の決定	
昭和33年	6月	吉野山に管理員を配置	
昭和39年	12月	大台ヶ原集団施設地区の指定	
昭和40年	3月	洞川地区の追加	
昭和48年	7月	吉野熊野国立公園管理事務所を新宮市内に開設	
昭和58年	3月	吉野地域管理計画書を策定	
昭和63年	11月	吉野熊野国立公園全域について公園区域及び公園計画再検討 (特別保護地区の指定, 特別地域の地種区分等)	
平成	2年	4月	吉野地域管理計画書を改訂
平成	9年	12月	吉野熊野国立公園の公園計画の変更

(科名) 種名	性 状		常 緑 の 落 別		群 落 区 分		日 当 り		用 途			食 餌 木 鳥 獣 害	限 下 苗 木 入 手 難 易 ○ 容 易 △ や や 難 難 × 三 重 奈 良	備 考	公 園 内 での 天 然 生		
	低 木	高 木	常 緑	落 葉	照 葉 樹 林	夏 広 葉 樹 林	陽	陰	建 物 周 辺	道 路 沿 線	法 面						
(モクレン) ホコオノキ オムシバ タガマノキ		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	△ ○ ○ △	△	神社などで植栽	○ ○ ○	
(シキミ) シキミ		○		○		○		○		○	○	◎		△	有毒	○	
(クスノキ) カクヤクシ ゴスブタシ ノブシ ノッポロ ケモノダモ イジキモジ	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	× ○ × × ○ △	×	防風 防風 障壁異株 障壁異株 障壁異株	○ ○ ○ ○ ○ ○
(センリョウ) センリョウ	○			○		○		○		○	○	○	○			○	
(ツバキ) ヤサヒナモ ツバキ カサメツ カサメツ キキキ キラキ キキキ	○	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	×	障壁異株	○ ○ ○ ○ ○ ○	
(マンサク) イスマン		○		○		○		○		○	○	◎	×			○	
(ユキノシタ) ウマルコヤノヤ ツバキ アジサイ アジサイ リウツギ ハズアジサイ	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		白花 白花 青紫色 青紫色 白花 白花	○ ○ ○ ○ ○ ○	
(トベラ) トベラ	○			○		○		○		○	○	○	△		耐乾燥性		
(バラ) シヤカヤオカバシナ モマカマオカバシナ ツブメザクザク ケキチカララキ イド	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	△	自然のものは花が一重(公園内では一重が望ましい) 植栽木	○ ○ ○ ○ ○ ○	
(マメ) ネヤキマミニ ムハハハハ ノハハハハ キギギギギ	○ ○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ○ ○ ○ ○ ○		剪定の必要あり // // //	○ ○ ○ ○ ○ ○	

(科名)	性状		常緑の落別		群落区分		日当り		用途			食餌木 鳥○ 獣◎	県下苗木入手難易 ○ 容易 △ やや難 × 難		備考	公園内の天然自生
	低木	高木	常緑	落葉	照葉樹林	夏緑広葉樹林	陽	陰	建物周辺	道路沿線	法面		三重	奈良		
(トウダイグサ) アカメガシワ		○		○	○		○		○		○	○				○
(ユズリハ) ユズリハ ヒメユズリハ		○	○		○	○	○		○	○		○	○		陸雄異株 防火 山間部に多い 陸雄異株 防火 海岸部に多い	
(ミカン) ミヤマシキミ	○		○		○	○	○	○	○	○	○	◎			陸雄異株, 有毒	○
(カエデ) チドリノキ イロハカエデ オオモミジ ウリハダカエデ オオイタヤマイゲツ コハウチワカエデ コミネカエデ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○		ヤマシバカエデ, 陸雄異株	○
(アワブキ) ヤマビロ		○	○		○		○	○	○			○	×			
(ニシキギ) ニシキギ マサユキ マユキ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
(モチノキ) イヌツゲ イモチノダ アオハダゴ ソヨネモチ クロガネモチ ウメド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	陸雄異株(マメツグに注意) 陸雄異株 陸雄異株 陸雄異株 陸雄異株	○
(ホルトノキ) コバンモチ ホルトノキ		○	○		○		○	○	○	○		○	×			
(シナノキ) シナノキ		○		○		○	○	○	○	○		○				○
(グミ) ツルグミ ナワシログミ アキグミ	○		○		○		○	○	○	○	○	◎	△			○
(ミズキ) アオキ ヤマボウシ ミズキ クマノミズキ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	×	陸雄異株(樹入りに注意)	○
(ウコギ) コシアブラ カクレミ ヤハリギ ハナデリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
(リョウブ) リョウブ		○		○	○	○	○	○	○	○			×			○

(2) 草本類

(科名) 種名	群 落 区 分		日 当 り		用 途 法 面	県下苗木入手難易 ○ 容易 △ やや難 × 難 三重 奈良	備 考	公園 内 で の 天 然 自 生
	照葉 樹林	夏緑 広葉 樹林	陽	陰				
(ヒカゲノカズラ) ヒカゲノカズラ マンネンスギ	○	○	○	○	○			○ ○
(イワヒバ) クラマゴケ	○			○		○		
(キジノオシダ) オオキジノオ ヤマソテツ	○	○		○				○ ○
(ウラジロ) コシダ ウラジロ	○		○	○	○	× △	移植難 移植難、日当たりについては中陰	○ ○
(イノモトソウ) ワラビ	○	○	○		○			○
(シシガシラ) オサシダ シシガシラ	○	○		○	○		岩上に多い	○ ○
(オシダ) ホソバカナワラビ シノブカグマ クマワラビ	○	○		○				○ ○
(ウラボシ) ヒトツバ	○		○	○		△		
(ユキノシタ) ユキノシタ	○		○	○		○		
(マメ) メドハギ	○	○	○			×		
(サクラソウ) オカトラノオ	○		○		○			
(リンドウ) リンドウ	○	○	○		○			○
(キク) キッコウハグマ ホソバノヤマハコ オトコヨモギ ヤマヨモギ ヨモギ ヤマシロギク ノコンギク リュウノウギク ヒヨドリバナ ヨメナ	○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(ユリ) ヤブカンゾウ ノカンゾウ ギボウシ オニユリ クマラン ヤブラン オオバジャノヒゲ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(3) つる性植物

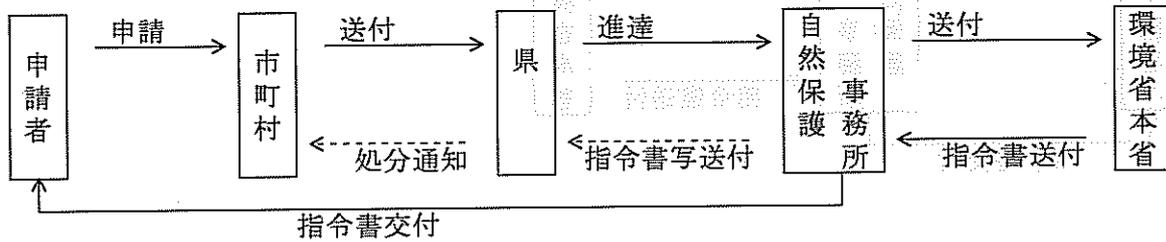
(科名) 種名	常緑の落別		群落区分		日当り		用途 法面	県下苗木入手難易 ○容易 △やや難 ×難 三重奈良	備考	公園内の天然生
	常緑	落葉	照葉樹林	夏緑広葉樹林	陽	陰				
(クワ) イタビカズラ類	○		○		○	○	○	△		○
(マツブサ) サネカズラ	○		○			○			雌雄異株	○
(キンボウゲ) ボタンソウ センニンソウ		○ ○	○ ○		○ ○	○	○	×	キイセンニンソウを含む	○ ○
(ツツラフジ) アオツツラフジ オオツツラフジ		○ ○	○ ○		○	○	○			○ ○
(ユキノシタ) ツルアジサイ イワガラミ		○ ○	○	○	○	○	○			○ ○
(マメ) ヤマフジ ノダフジ		○ ○	○ ○		○	○	○			○ ○
(ニシキギ) ツルウメモドキ ツルマサル クロツル		○ ○ ○	○	○	○	○	○	○		○ ○ ○
(ブドウ) ノブドウ ナツツウ ヤマブドウ エビツル		○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	○		○ ○ ○ ○
(ウコギ) キツタ	○		○		○	○	○	○		○
(キョウチクトウ) テイカカズラ	○		○			○	○	○		○
(アカネ) ヘクソカズラ		○	○		○		○	○		○
(スイカズラ) スイカズラ		○	○		○	○	○	○		○

- 注 1. 獣害による植栽植物の被害を充分考慮して植栽種を選定する。
 2. 外来種 (例えばトウネズミモチ) などを植栽しないように注意する。
 3. 園芸種 (例えば斑入りのアオキ) などを植栽しないように注意する。
 4. ヤシヤブシ類の導入にあたっては、種の選択を慎重に行う。
 5. 緑化木として用いるスギ・ヒノキについては、花粉の問題があることから植栽を控える。
 6. 特別保護地区は、原則として植栽しない。

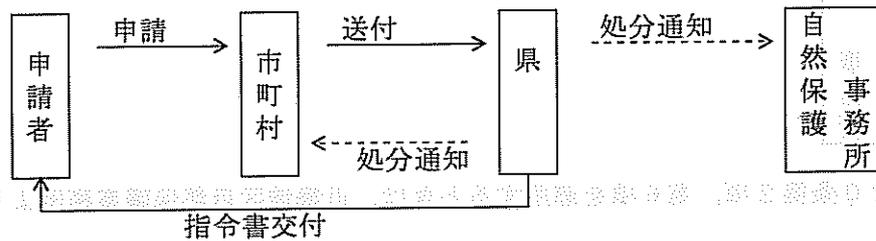
5. 書類等の経路について

1 奈良県

(1) 県知事を経由する協議の申出等（自然公園法施行令附則5）（4部提出，所長専決3部提出）

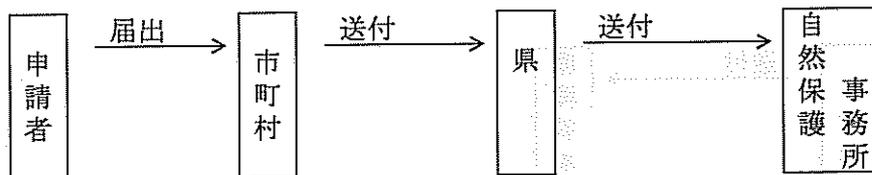


(2) 県知事が処理する事務（自然公園法施行令附則3）（2部提出）



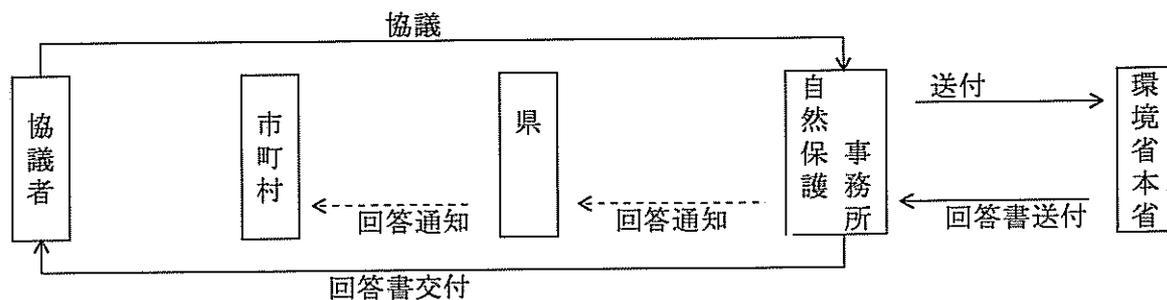
・施行令附則3，三の受理については，通知は必要とするものではない。

(3) 普通地域内水面の埋め立て等の届出（法第20条第1項第2，4，7号）（3部提出）



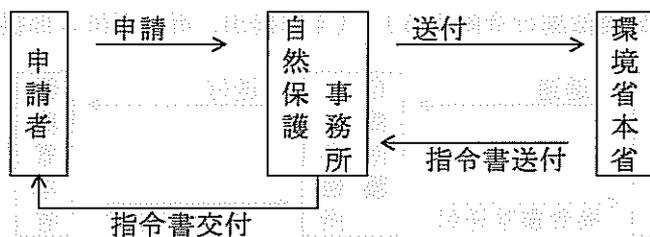
・この届出に対し，法第20条第2項，第6項を適用するときは，近畿地区自然保護事務所より申請者に対し通知するとともに，県に対しては処分を通知する。なお，それ以外においても，県から処分通知の要請があった場合は県に対して通知する。

(4) 国の機関の協議，通知（法第39項第2項，第40条第1項，3項）
（2部，所長専決1部提出）

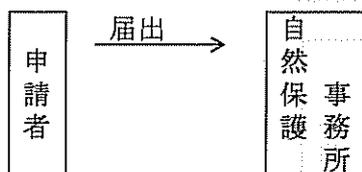


2 三重県

(1) 申請・協議の申出等 (2部提出, 所長専決1部提出)



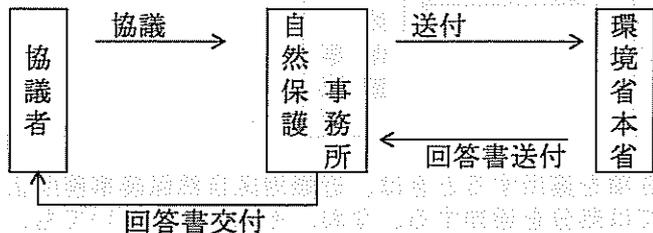
(2) 普通地域内の届出 (法第20条第1項) (1部提出)



- ・この届出に対し、法第20条第2項、第6項を適用するときは、近畿地区自然保護事務所より申請者に対し通知する。

(3) 国の機関の協議、通知 (法第39項第2項、第40条第1項、3項)

(2部提出, 所長専決1部提出)



6. 公園事業執行状況一覧表

〈吉野山管理計画区〉

(平成13年3月31日現在)

計画番号	事業の種類	事業の決定	事業執行者	内容
単独 35	吉野山園地	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:91ha	奈良県	敷地面積=90ha 園地=9,663m ² 園路=6,538.7m 駐車場 13,489.8m ² (2ヶ所) 公衆便所 6棟 休憩所 5棟 緑地帯 515m ²
			吉野町	敷地面積=405.50m ² 休憩所 1棟
単独 36	吉野山宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:4.0ha 最大宿泊者数:1,500人/日	竹林院群芳園(株)	敷地面積=9,314.07m ² 収容人員=267人 地上5F 地下1F 高さ16.30m 駐車場 347m ²
			(株)辰巳屋	敷地面積=5,409.67m ² 収容人員=186人 地上3F 地下2F 高さ24.6m
			(株)さこや	敷地面積=3,417.1m ² 収容人員=120人 地上3F 地下1F
			森下 守	敷地面積=3,038m ² 収容人員=86人 地上3F 地下2F
			(株)吉野ホテル 芳雲館	敷地面積=4,603.79m ² 収容人員=179人 地上4F 地下1F 高さ23.5m
			吉野町	収容人員=75人 地上3F 高さ14.0m
			山本 義三	敷地面積=756.868m ² 収容人員=90人 地上1F 地下3F
			宗教法人東南院	敷地面積=5,788.135m ² 収容人員=164人 地上1F 地下2F
単独 37	吉野山博物展示施設	H元・6・27(告示第31号)	奈良県	敷地面積=3,315.85m ² 博物館 1棟 建築面積=415m ² 地上2F
			横矢 信美	敷地面積=817.42m ² 収容人員=124人 地上5F
車道 5	吉野山探勝線道路 (車道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡吉野町(吉野駅・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡吉野町(天王橋・上市奥千本線車道合流点) 終点:奈良県吉野郡吉野町(勝手神社・上市奥千本線車道合流点) 路線距離:4.0km 有効幅員:5.5m	奈良県	延長=4.0km 有効幅員=5.5m

(大峯管理計画区)

(平成13年3月31日現在)

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
単独 38	洞川園地	H4・1・16(告示第2号) 区域面積:10ha	奈良県	敷地面積=9.24ha 園路(車道)=330.4m 園路(歩道)=1,964.5m 簡易作業施設 2棟
単独 41	洞川博物展示施設	H8・7・31(告示第47号) 区域面積:2.0ha	奈良県	敷地面積=5,640.12m ² 博物展示施設 1棟 建築面積=1,017.26m ² 地上1F 公衆便所 1棟 歩道橋 1基 駐車場=927.90m ²
単独 44	山上辻避難小屋	H元・6・27(告示第32号)	奈良県	建築面積=61.5m ² 避難小屋 1棟 地上1F
			天川村	敷地面積=229.76m ² 公衆便所 1棟
単独 49	弥山避難小屋	H元・6・27(告示第32号)	奈良県	敷地面積=189.4m ² 避難小屋 1棟 建築面積=68.25m ² 地上1F 高さ 4.5m
			天川村	敷地面積=2,250m ² 避難小屋 1棟 建築面積=287.55m ² 地上2F 高さ 10.04m 公衆便所 1棟
単独 55	池峰園地	H6・8・16(告示第53号) 区域面積:6.0ha	下北山村	敷地面積=6.0ha 園地=5.7ha 園路=650m 駐車場 0.3ha 公衆便所 1棟
車道 6	洞川大橋線道路 (車道)	H10・8・31(告示第59号) 起点:奈良県吉野郡天川村(洞川・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡天川村(清浄大橋) 路線距離:3.0km 有効幅員:6.0m	奈良県	延長=3,000m 有効幅員=6.0m 駐車場 25台
歩道 8	大峯縦走線道路 (歩道)	H10・8・31(告示第60号) 起点:奈良県吉野郡天川村(玉番間・歩道分岐点) 終点:奈良県吉野郡下北山村(前鬼) 路線距離:38km	奈良県	延長=30.0km 幅員=1.0~1.5m 公衆便所 1棟
歩道 9	洞川洞辻茶屋線道 路(歩道)	H10・8・31(告示第60号) 起点:奈良県吉野郡天川村(洞川・歩道分岐点) 終点:奈良県吉野郡天川村(洞辻茶屋・歩道合流点) 路線距離:6.0km	奈良県	延長=3,000m 幅員=1.2~1.5m
			天川村	公衆便所 1棟

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
歩道 10	大橋レンゲ辻線道路 (歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡天川村(清浄大橋・稻川洞辻線歩道分岐点) 終点:奈良県吉野郡天川村(レンゲ辻・山上辻山上ヶ岳線歩道合流点) 路線距離:3.5km	奈良県	延長=3,500m 幅員=1.0m
歩道 11	稲村ヶ岳線道路 (歩道)	H8・7・31(告示第48号) 起点:奈良県吉野郡天川村(洞川) 終点:奈良県吉野郡天川村(稲村ヶ岳) 路線距離:7.0km	奈良県	延長=7,000m 幅員=1.0~1.5m 休憩所 1棟
歩道 15	双門弥山線道路 (歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡天川村(頂仙岳北・国立公園境界) 起点:奈良県吉野郡天川村(双門滝北・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡天川村(弥山・大峯縦走線歩道合流点) 路線距離:8.0km	奈良県	延長=5,060.0m 幅員=0.8~1.2m 遊覧小屋 2棟
歩道 18	前鬼椽ノ鼻線道路 (歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡下北山村(前鬼・大峯縦走線歩道合流点) 起点:奈良県吉野郡下北山村(三重滝) 終点:奈良県吉野郡下北山村(椽ノ鼻・大峯縦走線歩道合流点) 路線距離:5.0km	奈良県	延長=2,183m 幅員=1.0~1.5m
歩道 19	和佐又大普賢岳線 道路(歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡上北山村(和佐又口) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大普賢岳・大峯縦走線歩道合流点) 路線距離:5.0km	奈良県	延長=4,894.0m 幅員=1.0~1.5m

(大台ヶ原管理計画区)

(平成13年3月31日現在)

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
集団 1	大台ヶ原宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:400人/日	吉野熊野観光開発 (株)	敷地面積=4,403m ² 収容人員=198人 地上3F 高さ12.9m
			吉野熊野観光開発 (株)	敷地面積=2,368.73m ² 収容人員=134人 地上2F 高さ8.91m
集団 1	大台ヶ原休憩所	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.2ha	奈良県	敷地面積=76.7m ² 休憩所1棟 地上1F
			上北山村	敷地面積=641.61m ² 休憩所1棟 建築面積=377.48m ² 地上2F 高さ10.27m
			吉野熊野観光開発 (株)	敷地面積=17,073m ² 休憩所1棟 建築面積=162m ² 地上2F 高さ6.5m
集団 1	大台ヶ原博物展示 施設	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.5ha	奈良県	博物展示施設1棟 建築面積=393.12m ² 地上1F
集団 1	大台ヶ原駐車場	S57・7・24(告示第81号) 区域面積:2.4ha	奈良県	敷地面積=8,923.0m ² 駐車場=6,458.0m ² (バス13台 乗用車175台) 園地=1,250.0m ²
集団 1	大台ヶ原道路 (歩道)	H元・6・27(告示第31号) 路線距離:1.2km	奈良県	延長=1.2km
単独 58	伯母峰峠園地	S63・11・7(告示第56号) 区域面積:0.5ha	奈良県	敷地面積=1,228.61m ² 園路=110.5m 園地=512m ² 休憩所1棟 公衆便所1棟 駐車場238.16m ²
			上北山村	敷地面積=243.08m ² 休憩所1棟
単独 60	大台ヶ原給水施設	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:25.0ha 給水量:500t/日	奈良県	計画給水人口=6,300人 計画給水量=312m ³ /日 配水池2池 ポンプ室1棟 取水施設
車道 6	伯母峰大台ヶ原線 道路(車道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡川上村(山葵谷) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 路線距離:20km 有効幅員:5.0m	奈良県	延長=16.256km 有効幅員=4.0m

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
歩道 21	大台ヶ原周回線道路(歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 終点:奈良県吉野郡上北山村(逆峠・木和田大台ヶ原線歩道合流点) 起点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 終点:奈良県吉野郡上北山村(滝見尾根・大台ヶ原周回線歩道合流点) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大蛇淵) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原・大台ヶ原周回線歩道合流点) 終点:奈良県吉野郡上北山村(日出ヶ岳・大杉谷線歩道合流点) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 路線距離:18km 付帯施設:園地 区域面積:500m ²	奈良県 環境省	延長=18km 展望所 2ヶ所 四阿 1棟
歩道 22	木和田大台ヶ原線道路(歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡上北山村(木和田・国立公園境界) 起点:奈良県吉野郡上北山村(小処) 終点:奈良県吉野郡上北山村(逆峠・大台ヶ原周回線歩道合流点) 路線距離:15.0km	奈良県	延長=4,650m 幅員=0.8~1.0m
歩道 25	筏場大台ヶ原線道路(歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:奈良県吉野郡川上村(筏場・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡上北山村(大台ヶ原集団施設地区) 路線距離:9.0km	奈良県	延長=9,000m 幅員=1.0~1.5m 休憩所 3棟

〈大杉谷管理計画区〉

(平成13年3月31日現在)

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
単独 31	桃ノ木小屋宿舎	H元・6・27(告示第32号) 区域面積:0.2ha 最大宿泊者数:400人/日	近畿日本鉄道(株)	敷地面積=1,208m ² 収容人員=328人 地上2F
単独 121	栗谷宿舎	H12・2・18(告示第8号) 区域面積:1.0ha 最大宿泊者数:120人/日	塩崎 裕美	敷地面積=1.0ha 収容人員=52人 地上2F 高さ7.0m
歩道 6	大杉谷線道路(歩道)	H元・6・27(告示第32号) 起点:三重県多気郡宮川村(日出ヶ岳・大台ヶ原周回線歩道分岐点) 終点:三重県多気郡宮川村(宮川第三発電所) 路線距離:15km	三重県	延長=14,076.0m 幅員=1.0m 公衆便所 2棟 避難小屋 3棟

〈各管理計画区〉複数管理計画区にまたがる公園事業執行状況一覧表(平成13年3月31日現在)

計画番号	事業の種類	事業決定	事業執行者	内容
歩道 42	近畿自然歩道線道路(歩道)	H10・8・31(告示第60号) 全路線距離:72km ①起点:奈良県吉野郡吉野町(吉野駅・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡吉野町(喜左谷・国立公園境界) ②起点:奈良県吉野郡吉野町(上千本・歩道分岐点) 終点:奈良県吉野郡吉野町(青根ヶ峰・国立公園境界) ③起点:奈良県吉野郡天川村(五番関・国立公園境界) 終点:奈良県吉野郡天川村(湖川・国立公園境界)	奈良県	幅員=1.2~1.5m ① 延長=4,500m ② 延長=2,500m 展望休憩園地 5ヶ所 四阿 3棟 公衆便所 2棟